平成２７年（フ）第８７号
大分県臼杵市大字末広84番地の１　山崎アパート205号
債務者　前田由紀子（旧姓城島）
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９３号
大分市大字奥田684番地の２
債務者　亀井　恵子
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
宮崎市東大宮１丁目14番15号
債務者　大笑事勝俊
１　決定年月日時　平成27年４月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５３号
秋田市土崎港相染町字中谷地47番地６　県営住宅２－206号
債務者　菅原友季子
１　決定年月日時　平成27年４月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７号
宮崎県延岡市小峰町6965番地、前住所熊本県熊本市中央区帯山２丁目12番48号　柚原第一ビルＤ２
債務者　渡木　英憲
１　決定年月日時　平成27年４月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２２号
石川県小松市下粟津町サ44番地　スウィートボックス202
債務者　見付さとみ
１　決定年月日時　平成27年４月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１３号
大分県佐伯市日の出町１番13号　下川ハイツ202
債務者　宮本　米久
１　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
長野県上田市国分１丁目３番29号
債務者　宮島　孝宣
１　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第８５号
岐阜県各務原市蘇原東栄町２丁目３番地１　ワールドマンション201
債務者　田邊まゆみ（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３５号
広島市佐伯区五日市中央１丁目３番25－304号
債務者　築地　加織（旧姓住岡）
１　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
香川県丸亀市塩屋町５丁目６番３－102号　外浜団地３棟
債務者　笹岡　光代
１　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第５４号
福岡県久留米市高良内町4472番地、前住所福岡県久留米市篠山町158番地３　中尾コーポ２号
債務者　川畑　雅裕
１　決定年月日時　平成27年４月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町2284番地５
債務者　永岡　辰也
１　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１４号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町2284番地５
債務者　永岡　智美
１　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１６号
鹿児島県奄美市住用町大字山間49番地
債務者　建村　穏潔
１　決定年月日時　平成27年４月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第２０号
鹿児島県奄美市名瀬有屋町20番地９
債務者　元　　葉月
１　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第４３号
三重県津市藤方1282番地１　ロイヤルフジミズ202号
債務者　相川　真一
１　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
津地方裁判所破産係